別紙２

知多半島総合医療センター取材案内

1　知多半島総合医療センターにおける取材については、取材への準備のため、11 月 27 日(金)午後３時までに下記担当者へ御連絡ください。また、「取材に関する遵守事項」をよく御確認ください。

2　訓練会場の取材は、訓練開始から終了まで可能です。

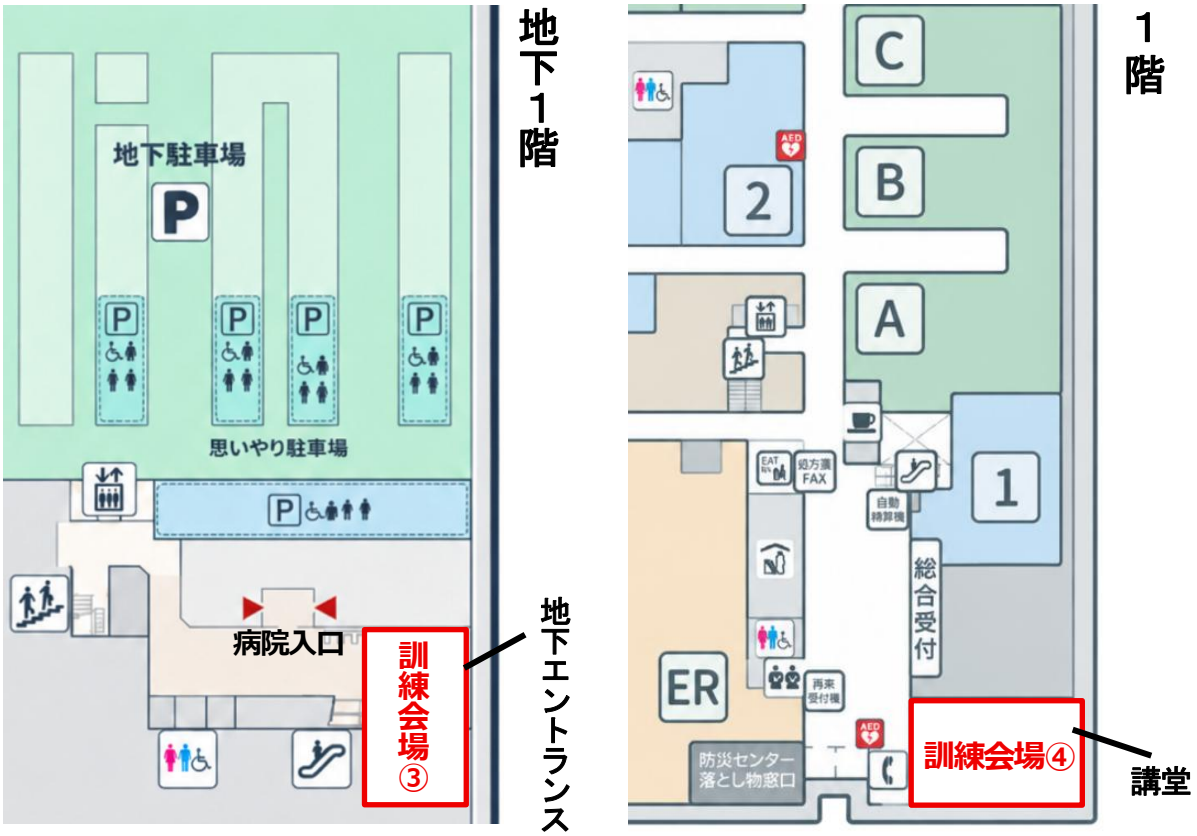
〇事前連絡・お問合せ先

地方独立行政法人知多半島総合医療機構　経営企画課 企画・財政係　担当:福岡

電話：0569-89-0515　メール：kikaku.zaisei@chitahantogmo.or.jp

〇知多半島総合医療センター訓練場所





地方独立行政法人
知多半島総合医療機構

報道関係者各位

取材に関する遵守事項

院内は原則、撮影を禁止しています。取材・撮影を行う際には、以下の事項を遵守いただきますようお願いいたします。

・ 患者への取材・撮影を行う場合は、**企画の趣向・掲載媒体についての情報や掲載予定日等について丁寧な説明を行い、必ず該当患者（あるいは当該患者が代理人と認める者）の署名がなされた同意書をとってください。**また、同意書の写しを下記問合せ先まで提出してください。なお、同意書のフォーマットは貴社にてご用意ください。

・ 取材時に撮影を行う場合は、**同意を得ていない患者等が写り込まないよう留意してください。**万が一、写り込みが発生した場合は、個人が特定されないようモザイクをかける等データの加工を行ってください。

・ 取材対象者のプライバシーの侵害となるような取材や、感情を不当に傷つけるような取材は行わないでください。

・ 電子カルテやパソコン等、**個人情報や機密情報が表示される可能性もあるものは撮影・掲載しないでください。**万が一、写り込みが発生した場合は、内容が特定されないよう切り取り・削除等データの加工を行ってください。

・ 許可なしに撮影・取材が行われた場合、上記ルールに違反した場合、法令違反や危険な行為、迷惑となる行為等があった場合には、撮影・取材の中止や退去をしていただきます。

・ 上記ルールが守られていない、または、撮影された内容が適切でないと当法人が判断した場合には、公開のお断りや公開後であっても映像や投稿の削除を求めることができ、その求めに応じてください。

・ 施設の建造物や設備、什器、貸出備品等を毀損・紛失した場合、又は上記ルールに違反したことにより当法人が損害を被った場合は、その損害に対して全額賠償請求いたします。

・ 取材で得られた情報（映像・写真含む）を当機構の許可なく目的外に使用しないでください。

・ 取材・放映・掲載等により問題が生じた場合には、責任をもって対応してください。

地方独立行政法人知多半島総合医療機構 法人本部 経営企画課 企画・財政係
メール：kikaku.zaisei@chitahantogmo.or.jp
電話：0569-89-0515 / FAX：0569-89-0535

令和7年 10 月